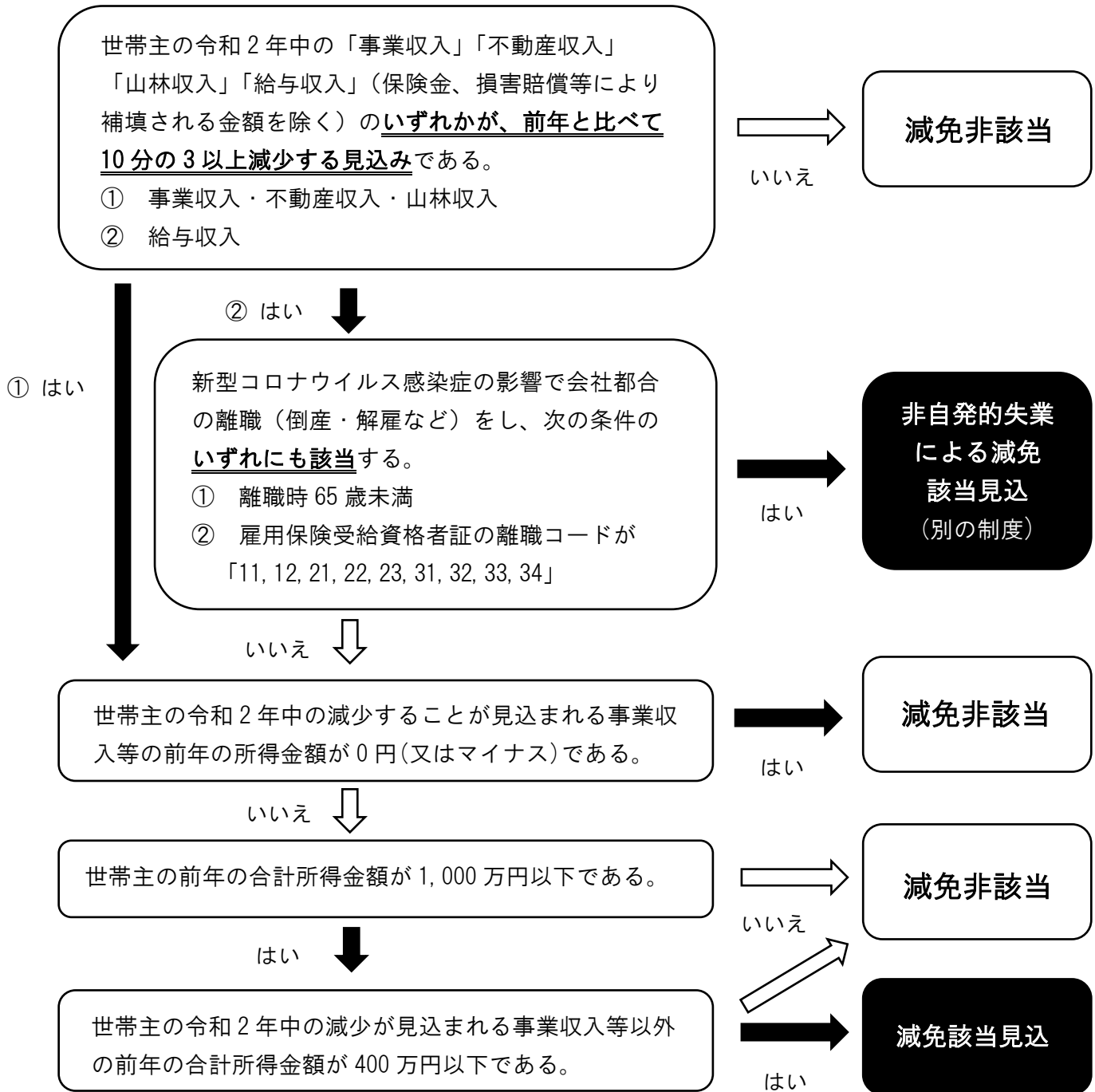


国民健康保険税減免判定（新型コロナウイルス感染症関連）簡易フローチャート

～減免対象世帯～

- ① 新型コロナウイルス感染症により、世帯主の主たる生計維持者(以下、「世帯主」という。)が死亡、又は重篤な傷病を負った世帯
⇒ 申請により全額免除
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の収入の減少が見込まれる世帯
⇒ 下記のチャートを参考に、該当する場合は申請により一部が減額されます。

START



※「収入」とは、必要経費(控除)を差し引く前の金額をいいます。

※「所得」とは、必要経費(控除)を差し引いた後の金額をいいます。

※ 提出していただいた資料等により減免の可否を判断するため、減免とならない場合もあります。